

一管区水路通報第 2 9 号

令和 8 年 7 月 3 1 日

第一管区海上保安本部

第 4 5 7 項	北海道南岸	函館港	救難訓練
第 4 5 8 項	北海道南岸	室蘭港	海上行事
第 4 5 9 項	北海道南岸	室蘭港	ボーリング作業等
第 4 6 0 項	北海道南岸	苫小牧港	灯付浮標一時撤去
第 4 6 1 項	北海道南岸	釧路港	航泊禁止
第 4 6 2 項	北海道西岸	稚内港	花火打上げ
第 4 6 3 項	北海道西岸	利尻島西南西方	海洋調査
第 4 6 4 項	北海道西岸	天塩港	簡易標識灯復旧
第 4 6 5 項	北海道西岸	石狩湾港	掘下げ作業等
第 4 6 6 項	北海道西岸	小樽港	航泊禁止
第 4 6 7 項	北海道西岸	余市港	花火打上げ
第 4 6 8 項	北海道西岸	積丹岬東北東方	射撃訓練
第 4 6 9 項	北海道西岸	岩内港	花火打上げ
第 4 7 0 項	北海道西岸	松前小島西南西方	魚礁設置作業
第 4 7 1 項	北海道周辺		船舶通航信号所一時業務休止

お 知 ら せ

- 英語版航海用海図（J P 海図）の廃版について
- 以下の英語版航海用海図（J P 海図）は本日をもって廃版となりました。
- 廃版後の J P 海図は航海に使用することができなくなりますのでご注意ください。
- 日本語・英語併記の紙海図（W 海図）は継続して発行します。

番 号	図 名	縮 尺 1 :
J P 1 0	THUGARU KAIKYO	250, 000
J P 1 1	SHAKOTAN MISAKI TO MATSUMAE KO	250, 000
J P 2 8	MASHIKE KO TO IWANAI KO	200, 000
J P 1 0 3 0	EAST ENTRANCE OF TSUGARU KAIKYO TO ERIMO MISAKI	250, 000
J P 1 0 3 2	ERIMO MISAKI TO OCHIISHI MISAKI	250, 000
J P 1 0 3 4	MURORAN KO TO TOMAKOMAI KO	100, 000
J P 1 1 9 5	OGA HANTO TO HAKODATE KO	250, 000

=====

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134) 27-0118(内線2515) FAX (0134) 27-6190

=====

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

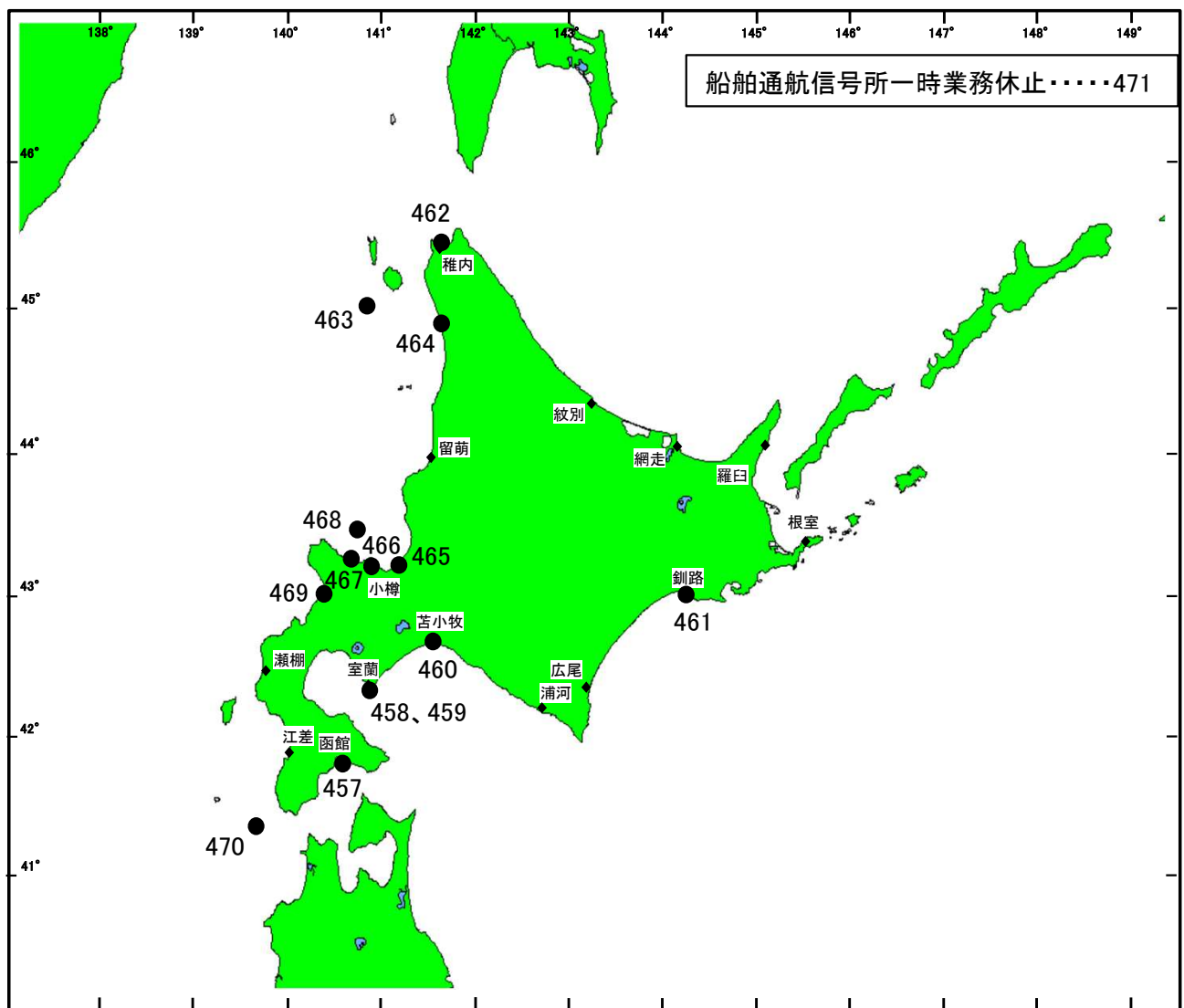
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

8年457項 北海道南岸 — 函館港、第2区～第6区 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

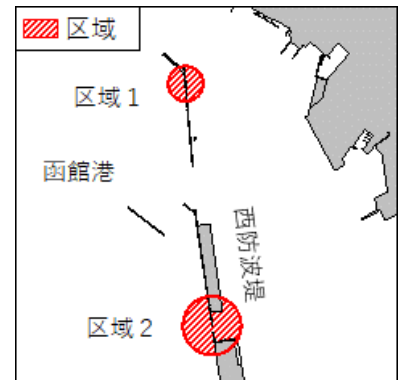
期 間 令和8年8月4日、5日、7日、10日、18日、21日、25日、27日、30日、31日
1045～1145、1400～1630

区 域 1 41-48-15.7N 140-41-56.3E
を中心とする半径150mの円内
2 41-47-08.9N 140-42-06.1E
を中心とする半径250mの円内

備 考 吊り上げ訓練を行う

海 図 W 6

出 所 函館航空基地



8年458項 北海道南岸 — 室蘭港、第1区 海上行事

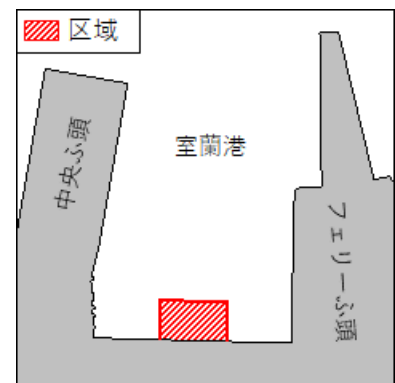
図に示す区域で、船漕ぎレースが実施される。

期 間 令和8年8月22日、23日 0900～1500

備 考 参加艇2隻
警戒船配備
区域内に浮標6基設置

海 図 W 1 6

出 所 室蘭港長



8年459項 北海道南岸 — 室蘭港、第1区及び第3区 ボーリング作業等

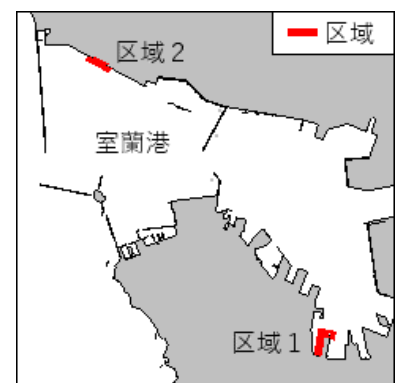
図に示す区域で、作業船によるボーリング作業並びに水質及び底質調査が実施される。

期 間 令和8年7月31日～8月31日 日出～日没

備 考 夜間停泊中、台船四隅に黄色灯（毎4秒に1せん光）を設置
停船して観測機器を垂下する

海 図 W 1 6

出 所 室蘭港長



8年460項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 灯付浮標一時撤去
下記位置の灯付浮標は、一時撤去される。

期 間 令和8年8月4日～9月25日

位 置 下記2地点

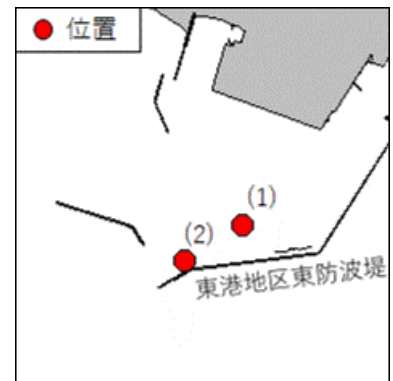
(1) 42-35-19.0N 141-47-13.2E (第四号浮標、RLt)

(2) 42-35-01.9N 141-46-35.2E (第二号浮標、RLt)

備 考 撤去中、上記2地点に黄色灯付浮標(毎4秒に1せん光)を設置

海 図 W1033B

出 所 室蘭海上保安部



8年461項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区及び第2区 航泊禁止
図に示す区域で、花火の打上げ準備及び実施に伴い船舶の航泊が禁止される。

期 間 令和8年8月7日(予備日8日)1400～2100(撤収作業終了まで)

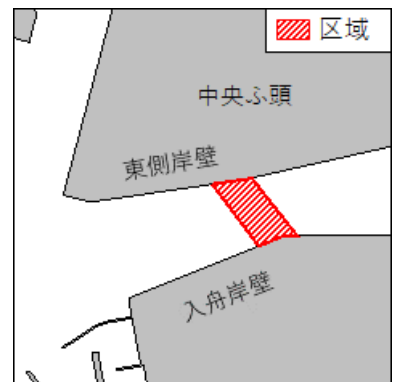
備 考 港長が許可した船舶は除く

警戒船配備

航泊禁止区域を陸上に設置する黄色標識灯で標示

海 図 W31

出 所 釧路港長



8年462項 北海道西岸 — 稚内港 花火打上げ
下記区域で、花火の打上げが実施される。

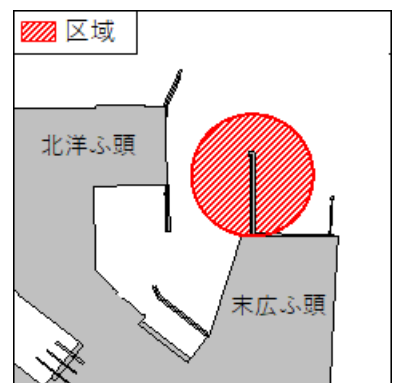
期 間 令和8年8月23日 2030～2130

区 域 45-24-29.8N 141-41-18.4E
を中心とする半径170mの円内

備 考 警戒船配備

海 図 W1041(分図「内港」)

出 所 稚内港長



8年463項 北海道西岸 — 利尻島西南西方 海洋調査
下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和8年8月18日～27日

区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 45-02.2N 140-49.4E

(2) 44-59.0N 140-49.4E

(3) 44-59.0N 140-57.7E

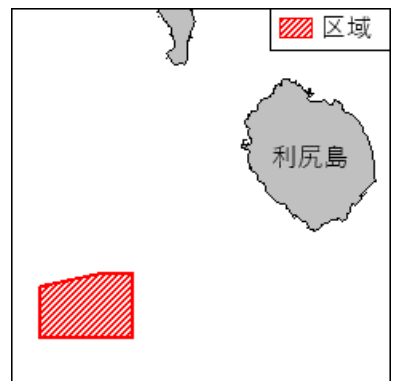
(4) 45-03.1N 140-57.7E

(5) 45-03.1N 140-54.7E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W1040

出 所 稚内水産試験場

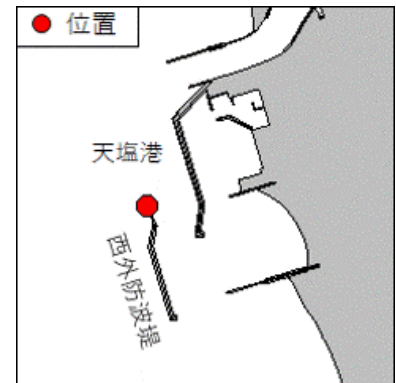


8年464項 北海道西岸 — 天塩港 簡易標識灯復旧

一管区水路通報8年1号12項削除

下記位置の簡易標識灯（黄色）は復旧している。

位置 44-52-16N 141-43-51E (YLt)
備考 同位置に設置されていた仮灯は撤去されている
海図 W40A(天塩港)
出所 稚内海上保安部



8年465項 北海道西岸 — 石狩湾港 掘下げ作業等

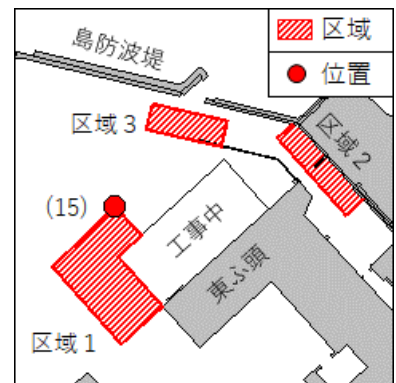
一管区水路通報8年14号176項削除

下記区域等で、作業船による掘下げ作業実施及び波高計が設置されている。

期間 令和8年8月25日まで 日出～日没

- 区域 1 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 43-13-04N 141-17-48E
 - (2) 43-13-01N 141-17-52E
 - (3) 43-12-58N 141-17-48E
 - (4) 43-12-52N 141-17-56E
 - (5) 43-12-48N 141-17-49E
 - (6) 43-12-57N 141-17-38E
- 2 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (7) 43-13-05N 141-18-28E (岸線上)
 - (8) 43-13-03N 141-18-25E
 - (9) 43-13-12N 141-18-14E
 - (10) 43-13-14N 141-18-16E (岸線上)
- 3 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (11) 43-13-16N 141-17-54E
 - (12) 43-13-14N 141-18-06E
 - (13) 43-13-11N 141-18-05E
 - (14) 43-13-13N 141-17-53E

位置 下記地点（波高計）
(15) 43-13-04N 141-17-48E
備考 区域2及び3は黄色灯付浮標（毎2秒に1せん光）で標示
上記(15)は黄色灯付浮標（毎4秒に1せん光）で標示
海図 W7
出所 石狩湾港長



8年466項 北海道西岸 — 小樽港、第3区 航泊禁止

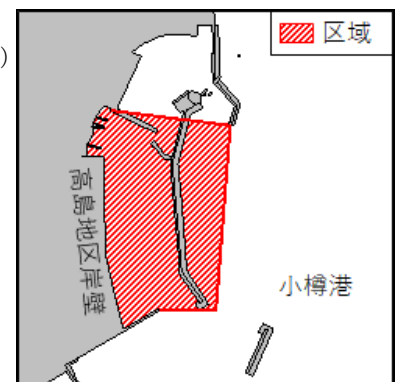
下記区域で、花火の打上げ実施に伴い船舶の航泊が禁止される。

期間 令和8年8月8日（予備日 9日）2000～2040（花火打上げ終了まで）

区域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 43-13-05.3N 141-00-51.7E (岸線上)
- (2) 43-13-04.0N 141-01-06.2E
- (3) 43-12-47.8N 141-01-04.5E
- (4) 43-12-47.7N 141-00-57.5E (岸線上)

備考 港長が許可した船舶は除く
警戒船3隻配備
上記(3)に黄色灯付浮標（毎4秒に1せん光）を設置
海図 W5
出所 小樽港長



8年467項 北海道西岸 — 余市港 花火打上げ

下記区域で、花火の打上げが実施される。

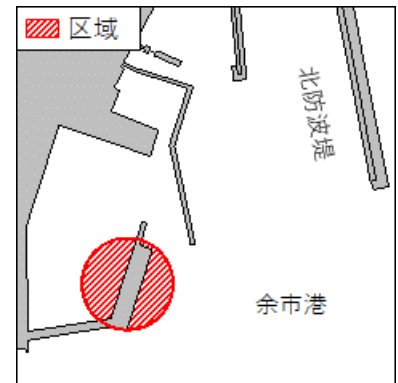
期 間 令和8年8月9日 1900～2030（花火打上げ終了まで）

区 域 43-12-38.7N 140-46-37.3E
を中心とする半径80mの円内

備 考 警戒船2隻配備

海 図 W39（余市港）

出 所 小樽海上保安部



8年468項 北海道西岸 — 積丹岬東北東方 射撃訓練

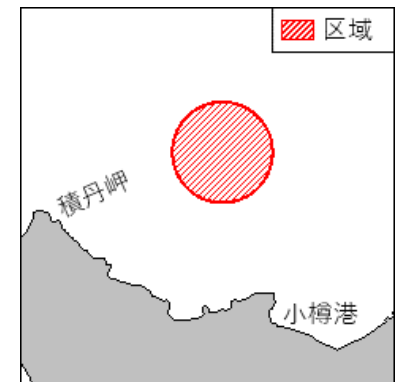
下記区域で、回転翼航空機による射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年8月7日（予備日14日）0900～1500

区 域 43-28.3N 140-54.0E
を中心とする半径5海里の円内

海 図 W28

出 所 第一管区海上保安本部



8年469項 北海道西岸 — 岩内港 花火打上げ

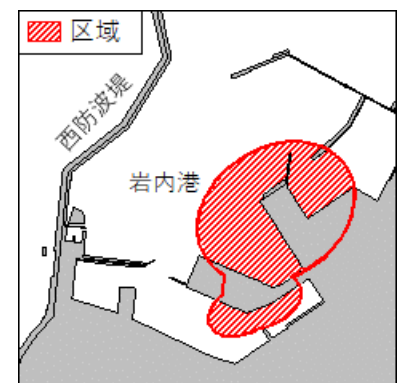
図に示す区域で、花火の打上げが実施される。

期 間 令和8年8月8日（予備日9日）2000～2030（花火打上げ終了まで）

備 考 警戒船配備

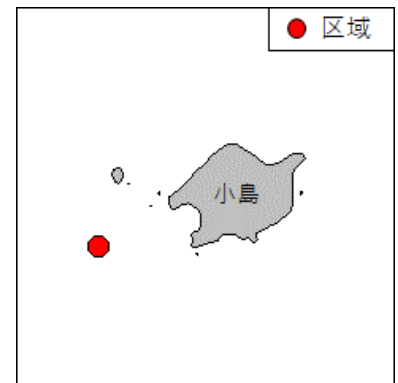
海 図 W39（岩内港）

出 所 小樽海上保安部



8年470項 北海道西岸 — 松前小島西南西方 魚礁設置作業
下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。

期 間 令和8年11月20日まで
区 域 下記地点付近
41-21.2N 139-47.0E
備 考 角型魚礁（高さ3.0m、209基）を設置
海 図 W10
出 所 第一管区海上保安本部



8年471項 北海道周辺 船舶通航信号所一時業務休止
小樽船舶通航信号所及び小樽 AIS 信号所における情報提供が一時休止される。

期 間 令和8年8月27日 1200～1600
海 岸 局 茂津多岬送受信所（識別番号 004310107）
参照書誌 411 8101. 1番
出 所 第一管区海上保安本部
